

令和3年第4回定例会 文教厚生委員会 議案審査経過報告書

議案第87号 狭山市立武道館条例の一部を改正する条例 について

○武道場の予約について、団体の優先順位はあるのか。

●市内の武道団体を優先順位の1番とし、市内の武道団体の予約が確定した後に、市内の武道以外の団体及びダイアプラン構成市の団体の予約とし、その後にダイアプラン構成市以外の団体の予約とすることを検討している。個人については当日の申込みとなる。

○減免の団体の対象は。

●条例上では公用または公益事業の場合に減免をずるとしている。また、市民総合体育館の例では、狭山市スポーツ協会もしくは狭山市レクリエーション協会またはこれらに加盟する団体が主催する大会などを規則で減免をしている。武道館の規則はこれから定めていく予定であり、その中で減免の対象を定めていく。

○罰則規定は設けないのか。

●遵守事項として条例上にあり、具体的には、管理運営の要綱等で定める中で内容を徹底していただくようにしていきたい。

○武道場は避難所にもなることを踏まえて遵守事項を考えられたい。

○観覧席は、大会関係者の席として長机や椅子を用意したときに、床面を傷つけることはないのか。

●机や椅子のような附属の備品等を利用して大会等が行われる際には、グリーンマットを敷く、もしくは机の足にスポンジを巻いて、床面を保護するなどの対応をしていきたいと考えている。

○旧武道館で活動していた団体数と現在も活動している団体数は。

●平成25年3月をもって旧武道館が閉鎖したが、そのときに活動していた団体は全部で26団体である。そのうち、現在、把握している範囲では市内で12団体が活動している。

○オープニングのイベントは行うのか。また、行う場合には、連絡がつく範囲で過去の26団体の代表者の方へ案内をする予定か。

●竣工式のようなセレモニーは考えている。当時の26団体については、新しい武道館が開館する旨の案内を行いたいと考えている。

○条例に指定管理の規定があるが、当面は直営での運営なのか。

●管理運営方法については当面、直営で管理運営を行い、指定管理については、その後に考えていきたい。

○附則で、規則で定める日からの施行とあり、今の段階では期日を決められないとのことだが、オープンの目標時期は考えているのか。

●広報さやまでの周知も行き、5月1日あたりから一般利用が開始できればと考えているが、竣工式の兼ね合いもあり、5月の連休明けとなることも想定している。

○男子更衣室と女子更衣室の中のロッカー室同士がドアでつながっているが、どのように管理をして仕切るのか。

●ロッカー室の間仕切りについては、開きドアの仕様で鍵をかける予定である。この鍵の錠については管理人側で持ち、一般の方は開け閉めをすることができない状態にする。

○事務室には何名の方が常駐するのか。

●2名の配置を考えている。

○武道の範囲は。

●日本武道協議会では、全部で9武道を定義している。柔道、剣道、弓道、相撲、空手道、合気道、少林寺拳法、なぎなた、銃剣道の9団体が日本武道協議会に加盟している。この他に、テコンドーや太極拳なども武道として見ていく必要があると思われる。

○年間の利用者見込みは。

●旧武道館の利用者が約2万人前後であり、新しい武道館についても2万人を想定している。

○使用料の設定について、ダイア5市などとの比較はしているのか。

●ダイア5市のうち所沢市と入間市に武道館があり、近隣では川越市も武道館があり、比較を行った。それぞれ利用の形態が本市とは異なっており、本市では2時間を利用区分としているが、入間市は午前、午後、夜間の3区分としているので、なかなか一概には言えない。

議案第88号 狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について

質疑なし

議案第89号 狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について

質疑なし

議案第90号 狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例 について

○出産育児一時金は42万円を維持されるが、現在の出産費用はいくらか。

●平成28年度の国民健康保険中央会調査結果によると、分娩費用の全国平均は約50万5,000円との調査結果が出ている。

○県内他市町村の出産育児一時金の状況は。

●ほぼ42万円の支給であるが、幸手市は50万円の支給をしている。

○子どもを産み育てられやすい環境整備、自己負担の軽減として、市として一時金の増額を検討された
い。

議案第91号 狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について

○現在想定している減免制度の状況は。

●国民健康保険税の税率改定に伴う国民健康保険税の減免については、今回の税率改定に合わせて、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少し、生活に困窮する方などを救済するため、来年度、減免を実施するものである。新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免について、令和2年度、令和3年度は国庫補助があったが、令和4年度以降については未定となっている。本市においては国庫補助の有無にかかわらず減免を継続する。

減免の基準については、世帯の主たる生計維持者の事業、不動産、山林または給与収入の減少が見込まれ、かつ前年と比較した収入減少額が30%以上見込まれ、前年所得の合計額が1,000万円以下であり、かつ減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であるなどの要件がある。この要件に該当し、減免額を算出する際には、前年の所得の合計額を基に減免の割合を算出し、その減免割合を10分の10から10分の2の額を選定して、年税額に応じて算出された金額が減免額となる。

また、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について、令和4年度には、前年の所得がなく、かつ世帯員の所得額もない場合についても新たに減免対象とするもので、世帯全員の均等割額を免除する。

減免適用基準の拡充については、狭山市国民健康保険税減免事務取扱要綱に基づき、生活困窮者に対して、現在は直近3ヵ月間の世帯の合計収入の1ヵ月当たりの世帯収入が生活保護基準の1.155倍以下である方を減免対象としているが、今回の税率改定により、国保税額の増額分に合わせて減免の適用基準も引き上げる調整を行うもので、減免基準を1.155倍から1.17倍に変更するものである。応能割の所得割と資産割を50%に減額するものである。

○今回の税率改定は、県が示す狭山市の標準保険税率を基に改定することだが、県が示している狭山市の標準保険税率はどれぐらいになるのか。

●埼玉県が示す保険税率の狭山市分については、医療分は所得割額が6.49%、支援金等分が2.43%、介護分が2.69%となっている。いずれは県の示す統一のものに全市町村が向かう形になると思われるので、当市においても今後1年置きに見直し、社会情勢を鑑みた上で、この税率を使用していく予定で

ある。

○県全体としての保険給付費と納付金はどれぐらいか。

●県内の保険給付費は、平成30年度は約4,788億円、令和元年度は約4,689億円、令和2年度は約4,475億円となっている。被保険者数の減少等により保険給付費が下がっているが、1人当たりの保険給付費が上がっている状況もある。また、県全体で、市町村が納付金として県に納めている金額としては、平成30年度は約1,994億円、令和元年度は約1,951億円、令和2年度は約1,807億円である。

○令和4年度、令和5年度に不足分が2億3,000万円生じるとのことだが、本市の今年度の一般会計その他繰入金の額と、令和4年度、令和5年度に想定している一般会計からの繰入金の額は。

●今年度に計上しているその他繰入金については約5億円である。令和4年度、令和5年度以降に想定している繰入金については全体を通して10億円と考えていて、これは法定額を含めての金額になっている。

○本市の国民健康保険で未就学児は何名いるのか。

●10月末現在で598名である。

○税率改定にあたり、狭山市国民健康保険運営協議会の審議の結果、答申が出されたが、どのような意見があったのか。

●国民健康保険財政の現状を踏まえ、やむを得ないものと理解した上での回答があり、そこに付された意見として、①特定健康診査、特定保健指導の充実やジェネリック医薬品の利用促進などにより、医療費の適正化を図られたい。②埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえるとともに、被保険者の負担が急激な上昇にならないよう計画的に税率改定を実施されたい。③持続可能な国民健康保険制度の運営のため、国民健康保険税の収納率の一層の向上を含めた財源確保に努められたい。との意見があった。

○税率改定について、分かりやすい、納得ができるような周知に努められたい。

議案第97号 狭山市立山王小学童保育室の指定管理者の指定について

○学童保育室が1階と4階で離れているが、なるべく近くに集められないのか。

●本来であれば1階と2階となるのが最良と考えるが、2階、3階に埋蔵文化財の整理事務室がある。相当の量と重みがあり、4階に上げるには耐えられるかといった床の問題もあり、調査が必要である。現在、協議を行っており、可能であれば4階と2階の入れ替えなどを模索していきたいと考えている。

○子どもたちの安全を考えると、なるべく1カ所にまとまる方が良いので、今後検討されたい。

○現在の人員の配置と指定管理者になったときの人員の配置はどのようになるのか。

●現在、職員は6名である。指定管理者については、9名の中から常時6名で運営をしていくとの提案

である。

○指定管理であっても、公募ではなく、市内のNPOなどへの特命での指定については検討をしなかったのか。

●昨年度の入間川東小・富士見小学童保育室分室の指定管理のときにも、市内のNPO法人へ打診をしたが、引き受けるには人員の関係から難しいとNPO法人から断られた。今回についても、その状況は変わっていないため公募を行った。

○指定管理になることで、慣れ親しんだ支援員が替わる可能性があると思うが、対策等についての考えは。

●現在、山王小学童保育室で働いている支援員については、人員が不足となった学童保育室へ異動を考えている。また、3月の終わりに指定管理者の新しい支援員に、事務的なことや、特に配慮が必要な子どもについての引き継ぎを行い、4月からきちんと対応ができるようにしていきたいと考えている。

○来年から所管が替わるようなので、学務課で取り組んでいる学童保育室の職員採用についてもしっかりと引継ぎをされたい。

○本市の学童保育の運営方針において、学校の校舎内にあるものは直営、校舎と離れて別棟にあるものや、校舎の敷地内から外れているものについては指定管理を行うとしているが、その理由は。

●指定管理の導入にあたり、NPOや株式会社などの外部の方が校舎内に入ることによる管理面の不安が一番大きい。実際には、侵入者があれば警備会社に連絡が行くシステムを全学校につけているので、その問題はクリアしていると思う。

○平成27年に渡り廊下を撤去した理由は。

●学童保育室が入っている建物が、学校側とは完全に独立していることと、建物自体が非常に古いといった維持管理の面で、耐震性の確保のため撤去したものである。

○今回、指定管理を行うことにより、費用面でこれまでの直営と比べてどのような変化が生じるのか。

●提案している指定管理料は、令和4年度は2,095万円である。直営の経費としての算出は約2,283万円であることから、費用的な効果は得られると考えている。

○引継ぎ期間を十分に取っていただき、スムーズに管理者が替わるように進められたい。

○この指定管理者は本市においては3件目の指定になる。指定期間の途中ではあるが、指定管理者への現状での評価をどのように考えているのか。

●広瀬小と入間川東小・富士見小の学童保育室分室を、既に指定管理者により運営している。現在のところは大きな問題もなく運営をしており、特に広瀬小学童保育室分室については、児童館と一体の運

営で、高学年を中心に一緒に遊べるとのことで、非常に高い評価を受けている。

○今回、選定した理由として、オンライン英会話等というものがあつたが、具体的なイメージは。

●指定管理者が用意したパソコンまたはタブレットにより、フィリピンの現地法人と直接結んで、現地の食べ物や植物など、簡単な英語を学ぶような事業であり、サービスの一環である。

議案第99号 令和3年度狭山市一般会計補正予算（第7号）歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費及びこれらの歳出に関連する歳入16款国庫支出金、17款県支出金並びに債務負担行為 について

○ふれあい健康センター指定管理料について、長期休業のため、修繕が必要な場合もあると思うが、修繕費も含まれているのか。

●令和4年度に関しては、この中で対応していく。現時点で再開に向けて一部修繕をする必要があるもので、その部分については財政課と協議中である。

○令和4年4月1日の開館に向けて、短い準備期間ではあるが、人員の確保や修繕を万全に行われたい。

○障害者福祉費の医療的ケア児者受入設備整備事業補助金について、補助金申請に至った経緯は。

●今回の経緯については、令和3年7月1日に埼玉県の医療的ケア児者受入設備整備事業補助金交付要綱の改定があり、6月30日までは児童のみだったが、7月1日の要綱改正で、成人も対象となった。埼玉県から、市内の事業所が希望をしているとの情報提供を受け、要綱を制定して対処した。

○補助金の対象となる備品はどのようなものか。

●医療的ケアが必要な児・者を受け入れるにあたって、酸素吸入や胃ろうなど14項目の医療的ケアに対し、必要な備品が補助の対象となっている。

○今年度整備中の保育所が一時預かり保育を実施することになり、設計変更が生じた経緯と、その定員は。

●決定した事業者と協議していく中で、事業者側が一時預かり保育のニーズがあることを理解し、一時預かり保育室部分を増床するための設計変更が生じたため、事業費が増額となったことから補正に至った。一時預かり保育室の定員は6名である。

○3回目のワクチン接種予約のサポート体制について、公民館だけで行うということだが、高齢者には不便なのではないか。

●今回は2回目の接種から8ヵ月後の接種を目途に、順次接種券を郵送するので、分散して接種券が手元に届く。以前のように電話などが集中するという混乱は避けられると考えているが、高齢の方など、どうしても自分で予約ができない場合は、公民館等でサポートを行う。

○今回のワクチン接種予約のサポート体制について、周知はどのように行うのか。

●11月の自治会の定例会で、概要を説明した。12月の広報紙に合わせて、3回目接種のチラシを作成して、全戸に配付ができるように準備を進めている。12月号、1月号の広報さやまや、市公式ホームページでも最新情報を掲載し、狭山ケーブルテレビ等にも依頼し周知をしていく。

○購入する児童・生徒用情報端末の充電アダプターの運用と破損した場合の対応は。

●アダプターは、貸し出しを行い、家庭に置いておくことを考えている。破損についてはメーカー保証の範囲となるので、自己負担が発生する場合がある。

○モバイルルーターを購入し、Wi-Fi環境等のない家庭については貸し出しを行うとのことだが、通信料の負担はどうなるのか。

●通信料の負担及び契約に関しては各家庭で行っていただくことを考えている。学校、学年によって使用状況が異なるので、保護者には使用プランの参考となるようデータ通信量などの目安を示していく。

○通信環境整備のための契約費用や通信料について、経済的に負担が重い家庭への配慮として、就学援助の対象にするなど検討をされたい。